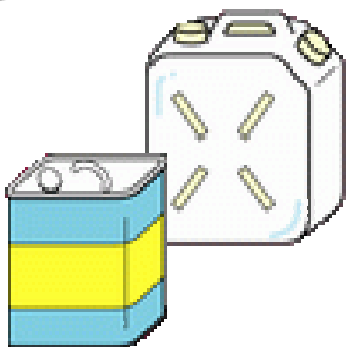


～化学薬品を販売・譲渡されるときは～

ご注意ください！



工業用アルコール、苛性ソーダなどの
毒物・劇物を販売するには、

毒物劇物販売業の登録が必要です

- ・無登録販売は違法行為となり、罰則もあります
 - ・登録後は6年ごとに更新が必要です。
- 登録期限が切れていないかご確認ください

詳しくは
所在地の保健所へお尋ねください

東保健所健康課（医薬務係）

TEL：092-645-1081

博多保健所健康課（医薬務係）

TEL：092-419-1090

中央保健所健康課（医薬務係）

TEL：092-761-7325

南保健所健康課（医薬務係）

TEL：092-559-5115

城南保健所健康課（医薬務係）

TEL：092-831-4208

早良保健所健康課（医薬務係）

TEL：092-851-6567

西保健所健康課（医薬務係）

TEL：092-895-7072